

司法試験法等の一部改正案に関する会長声明

- 1 本年4月17日、階猛衆議院議員外二名から、「司法試験法等の一部を改正する等の法律案」（以下、「議員提出案」という。）が衆議院に提出された。

議員提出案の骨子は、①司法試験の受験資格及び受験期間の制限を撤廃した上で予備試験をも廃止すること、②受験資格制限の撤廃に伴い、司法試験は法科大学院の課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする司法試験法第1条3項を削除し、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」も廃止すること、③現在、「少なくとも一年間」とされている司法修習の期間を「少なくとも一年二月間」と改めること、④現行司法試験で廃止された口述試験を復活させるなどの司法試験科目等の変更等である。

- 2 当会は、2011年2月10日に行った「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」において、司法試験の年間合格者数を1000人以下にすることとともに、法科大学院修了後（予備試験合格者については合格後）5年間に3回という当時の受験期間、回数制限は不合理であるから撤廃すべきであると訴えた。

また、当会は、2013年2月8日に行った「法科大学院を中核とする法曹養成制度」の見直しを求める決議において、上記受験期間、回数制限の撤廃に加え、法科大学院の時間的、経済的負担や、通うことのできない地方在住者や社会人の門戸を閉ざすといった問題は、「法科大学院を中核とする法曹養成制度」の構造的欠陥であり、法曹志願者の増加、多様かつ優秀な人材の確保という観点からは有害であること、法科大学院の教育効果も疑問視されることなどから、法科大学院の修了を司法試験の受験資格とする司法試験法第4条は撤廃し、新たに司法修習を2年とし、司法修習生に対する給費制を復活させるべきこと等を訴えた。

議員提出案は、当会上記各決議と共通の問題意識から提出されたものと思われ、議員提出案の骨子①及び②は当会の各決議に合致するものである。また、議員提出案の骨子③の司法修習を少なくとも一年二月間とすることについて、二年間とすることを求めた当会決議には及ばないものの、現行の一年間を延長する方向性について賛同できる。

議員提出案の骨子④等については、当会における検討、意思決定が未了であり、本声明での意見表明は差し控える。

- 3 なお、議員提出案は、「法科大学院を中核とする法曹養成制度」の微修正に過ぎない政府案の対案として提出されたものとのことであるが、政府案については、2018年11月16日の「法科大学院在学中に司法試験受験を認める制度変更に反対する会長声明」で述べたとおり、抜本的な法曹養成制度改革とは程遠いものであり強く反対する。
- 4 以上から、当会は、議員提出案のうち、①司法試験の受験資格及び受験期間の制限を撤廃した上で予備試験をも廃止すること、②受験資格制限の撤廃に伴い、司法試験は法科大学院の課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする司法試験法第1条3項を削除し、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」も廃止することにつき強く賛成し、③現在、「少なくとも一年間」とされている司法修習の期間を「少なくとも一年二月間」と改めるという司法修習期間延長の方向性について賛同する。

以上

2019年5月16日

千葉県弁護士会
会長 小見山 大